

北河内圏域における 「人生の最終段階における蘇生を望まない 高齢者等の傷病者の体制づくり」の進捗報告

内容

1. ガイドラインについて
2. 進捗報告

令和6年11月29日
北河内地域救急メディカルコントロール協議会事務局
(大阪府守口保健所)

最期を迎える時の体制

訪問看護師やかかりつけ医に連絡

心肺蘇生を望まない方の心臓と呼吸が止まる

ご家族等が発見



訪問看護師やかかりつけ医に連絡

かかりつけ医が死亡確認

ご自宅や高齢者施設等での看取り

ご本人の意思に沿った最期



救急車を要請



救急隊到着

心肺蘇生



心肺蘇生を望まない意思の提示

心肺蘇生を継続し医療機関へ搬送



搬送先医療機関での診察・治療
・死亡確認

ご本人の意思に沿わない治療と最期



ガイドライン

ガイドライン対象者の要件

① ご本人の心臓と呼吸が止まっていること

⇒心臓と呼吸が止まっていない方は、この運用の対象外となります。

② ご本人が人生の最終段階であること

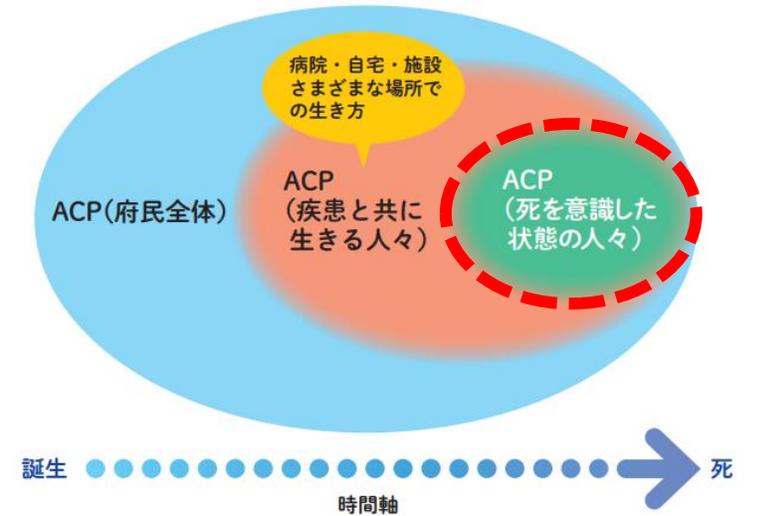
⇒この運用における人生の最終段階とは、がんの末期や老衰など、疾病等の末期状態にあり、適切な治療を受けても回復の見込みがない方をいいます。

③ 人生会議(ACP)を行い、ご本人の「心肺蘇生を望まない」意思が確認できる書面が作成されていること

⇒ご家族等だけの意思ではなく、人生会議(ACP)を通して「ご本人が心肺蘇生を望んでいない」ことについて記載された書面を提示された場合が対象となります。書面の様式などに指定はありません。

④ ご本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状が合致していること

⇒交通事故、溺水や窒息など不慮の事故の場合は、この運用の対象外となります。



上記の要件を全て満たした場合、かかりつけ医の指示に従い心肺蘇生を中止し、ご本人の意思に沿ったご自宅や高齢者施設等での看取りができるようになります。

ガイドラインの流れ

①救急要請



心臓と呼吸が止まる

②心肺蘇生



③書面の提示

心肺蘇生など
を実施しないで
ください
署名〇〇〇



④訪問看護師等 連絡



•本人には心肺蘇生の実施を望まない意思があります

⑤かかりつけ医 連絡・指示



蘇生中止

- 本人は人生の最終段階にあります
- 本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状は合致します
- 蘇生を中止してください

⑥家族等や かかりつけ医へ引き継ぎ



45分以内なら
かかりつけ医へ

本人の意思に沿った最期

進捗状況

- モデル地区(枚方市・寝屋川市)における関係機関・市民等への周知
- モデル地区での開始のために関係機関に対して通知文を発出
- 令和6年7月1日午前9時 モデル地区で運用開始
 - 運用実績: 5事例(令和6年10月31日時点)うち施設4件、自宅1件
- 圏域全体での取組開始に向け、各地域・関係機関の実情に合わせて啓発

今後の進め方(予定)

- 令和7年度内: 北河内全域で試行実施(見込)
- 令和8年度内: 本格運用開始(見込)